

【別表1】

工事施工基準（その1）

※ リフォームに係る材料のうち、「設置、取替もしくは追加」とするものは、すべて新材を使用すること。

目的	部位	工事の内容	助成の対象及び条件等 (設置、取替工事等に附随して必要な工事は対象とする)	
省エネルギー化	窓・ガラス	内窓の設置、外窓又はガラスの交換	単板ガラスから、空気層12mm、ガラス中央部分熱貫流率が2.08以下の2重ガラスへの取替。	
			木製またはプラスチック製もしくはプラスチックと金属の複合製の建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のガラス入り建具への取替。	
			内窓プラストサッシ取付、ただし熱貫流率が2.08以下の製品を使用する。	
	外壁・屋根・天井・床	断熱性能の維持・向上	断熱材の取替、追加工事。ただし、下記の量以上の断熱材を使用する工事。 ・熱伝導率0.052～0.035W/mkの断熱材を使用…外壁・屋根・天井6.0㎡、床3.0㎡ ・熱伝導率0.034以下の断熱材を使用…外壁4.0㎡、屋根・天井3.5㎡、床2.0㎡	断熱材等の性能維持に必要な工事（断熱材周囲の透湿シートやビニールフィルムの設置や取替、内部への雨水進入防止等）
				断熱材等の性能維持に必要な工事（断熱材周囲の透湿シートやビニールフィルムの設置や取替、内部への雨水進入防止等）
		玄関等の建具取替工事	屋外に面する部分に熱貫流率が2.33w/㎡・K以下（K2仕様）の製品を使用する。	
		玄関等へのフードの設置・取替	防寒のため玄関フードの設置工事、取替工事。	
	外壁材・屋根材・コーキング材の取替	屋根、外壁の張替工事、コーキング材の取替		
	浴室	高断熱浴槽への取替	ユニットバス周囲温度10℃、浴槽湯量は深さの70%、断熱風呂蓋を閉じたままの状態での4時間後の温度低下が2.5℃以下の製品（JIS基準）	
	居室	熱交換型換気扇の設置	熱交換型から熱交換型への取替は対象外。ただし、局所型から集中型への取替は対象。	
	トイレ	節水型便器への取替	便器標準洗浄水量が最大で6.0リットル以下の製品への取替	
		手洗い器の設置	既存の便器が手洗い器付便器の場合、節水型便器に取り換える際、タンクレスの便器となるため、トイレ内に手洗い器を別に設ける工事。	
	LED照明器具	LED照明器具の設置	既存照明器具（LED照明器具以外）をLED照明器具へ取替又は新設。（ランプのみの交換を除く。）	
その他	町長が許可したもの			
バリアフリー化	住宅の内	手摺の設置	住宅内部の必要なカ所に、移動を助けるためもしくは体を支えるための手摺を設置する工事。	
			将来手摺を設けるための下地を設置する工事。	
		段差の解消	居室間の段差、玄関等の段差を解消するための工事、建具の取替も含める。	
		廊下巾等の拡張	車いす等の通行のために廊下や、開口部の巾を広げる工事。	
			扉の取替に伴う壁又は柱の改修工事。	
		床仕上げ材の改修	車いす等の移動のために、畳からフローリング等へ張り替える工事。	
			床やタイルを滑りにくくする工事。	
			床材等の変更のために下地や根太を補強する工事。	
		建具の改修	建具を引き戸、折れ戸又は自動ドアに変更する。	
			ドアノブの変更。	
			トイレ等の建具を外から開錠できるようにする工事。開き勝手の変更工事。	
		段差解消機の設置	段差解消機の設置及び、設置に伴う壁の補強等の改修工事。	
	水栓の設置、取替	シングルレバー水栓、自動水栓の設置、又は当該品への取替。		
	照明等スイッチの移動	使い易い位置への移動。		
	照明等スイッチの設置、取替	ワイド型スイッチの設置、又は当該品への取替。		
	ドアホンの設置・取替	モニター型とする。		
	エレベーターの設置	エレベーターの設置及び、設置に伴う改修工事。		
	足下照明の設置	足元灯の設置。		
階段	スロープの新設・勾配緩和工事	玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事。		
	電動物干し竿の設置	電動で昇降する物干し竿の設置。		
	勾配緩和工事	階段の勾配を緩やかにする工事。		
階段	階段昇降機の設置	階段昇降機の設置及び、設置に伴う壁の補強等の改修工事。		
	滑り止めの設置	階段に滑り止めを行う工事。		

トイレ	安全移動及び介護のための改修	便器と前方壁との距離を1,000mm以上、かつ便器と側方壁との距離を500mm以上確保する。
	便器の取替	和式便器から洋式便器への取替。
		洋式普通便座から、暖房便座又は温水洗浄機能付便座への取替。
トイレの新設	介護や移動困難な者の移動距離を短くするため、居室の一部を改修しトイレを新設する工事。	
洗面所	洗面台の設置・取替	シャワー水栓、シングルレバー水栓又は自動水栓が設置されている製品の設置、又は当該品への取替。
		洗面台をひざ入れスペースのある型式に取替える工事。
台所	流し台又は調理台の設置・取替	シングルレバー水栓又は自動水栓が設置されている製品の設置、又は当該品への取替。
		流し台及び調理台をひざ入れスペースのある型式に取替える工事。
	可動式吊り棚の設置・取替	吊り棚を可動式の型式に取替える工事。
浴室	安全移動及び介護のための改修	改修により次のいずれかとなる場合。 1. 浴室内が、短辺内法寸法1,300mm以上、かつ内法寸法面積2㎡以上となる。 2. 浴槽が埋込型又は半埋込型浴槽となる。 3. 出入り口の段差が解消される。 4. 出入り口が引き戸となる。
		上記改修工事に伴う必要工事。
その他	町長が許可したもの	

工事施工基準（その2）

太陽光発電システムの導入	住宅に施工する太陽光発電パネルの設置工事（新築住宅への設置も含む）のうち、以下に該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧配電線または低圧配電と連携したもの。 ・電力会社と電灯契約を結んだもの。 ・日本工業規格等で認められているもの。 ・未使用であるもの。（中古品は不可）
--------------	--